

第三日 平成二十八年六月九日

開 議 午前九時五十七分

○議長（野呂日出男君）

皆さん、おはようございます。定刻前ですけれども、皆さんがそろいましたので。

ただいまの出席議員数は十四名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

日程第一、報告第三号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町介護保険条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

報告第三号でありますけれども、この専決についてなんですけれども、具体的にもうちょっと例えば要支援の事業は来年の四月一日から実施するとか、そういうようなことで我々も承認しておったのでありますけれども、この専決処分が必要になった理由、また、そしてもう既に実施されている、あるいはこの下半期なら下半期に実施する内容というのはどういうふうな内容になるのでしょうか。そのことをお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

浅利議員のご質問にお答えを申し上げます。

この件に関しましては、医療介護総合確保推進法により、介護保険法に定めるいわゆる介護予防、日常生活支援事業の施行日は、平成二十七年四月一日と法律ではされております。そして、この施行日に関しましては、平成二十九年四月

一日を期限に条例へ委任されており、当町ではこの規定によりまして、平成二十九年四月一日として条例を定めておったところでございます。しかしながら、住民サービス等を鑑みるところ、早期の事業実施が望ましいということから、この三月の定例会におきまして、新年度予算をこの事業に関して可決をいただいております。この事業を実施するためには、一年前倒しし、平成二十八年四月一日と条例改正をしたところであります。

なぜ、この条例改正を専決処分したかという理由につきましては、当初施行日に関しましては、施行日は期限という解釈をしておりました。そして、前倒しする場合は改正は必要ないんじゃないかと。期限であるので、前倒しする場合は改正必要ないという解釈をしておりまして、それでいいんじゃないかということでありましたが、三月定例会終了後に改めて県のほうにこの解釈の確認をとったところ、この介護保険事業というものは、ご承知のとおり、国、県の負担金も入ることございまして、やはり事業をするという観点からいけば、二十八年四月一日の施行日の改正は必要であるという回答を得たことから、四月一日までに皆様にご提案し、議会を開催するという日程が立たないことから、専決処分したものであります。まず、これが一点であります。

そしてまた、ご質問の中でありました今後この事業に関しては、どういうことをする予定になっているのかという御質問であります。三月の定例会でもご説明いたしましたが、これまでも実施している事業があります。在宅医療介護の連携や、それから認知症対策という事業がこれまでもやってきました。これが法律上、明確にされたということから、改めてこの事業をやるという制度上の形をとっております。そして大きな目玉となる今回の総合支援事業の中の目玉であります生活支援サービスということがこれから実施されてくるわけですが、これらの事業に関しては、これまで介護で行なわれてこなかった地域における例えばごみ出しのお手伝いや、それからこれから事業の内容を決めてまいりますが、雪片づけ、それから、買い物の支援等、事業者によらせないで、いわゆるボランティアの組織の方々、町内会の方々等々の団体を集めまして、その方々にそういう事業を実施していただいて、その対価として介護保険のほう

からお支払いしていくということが今後見込まれてきます。それに対応して、この四月からもう既にそういう団体の育成等を何度か会議を開いて、実施しております。今後は本格的な事業実施に向けて、モデル的な地区を定めながら、その地域に関してこういう支援サービスを進めてまいりたいということでもあります。現在、今進めている事業としては、いわゆるそういう事業のいわゆる事務的な前準備ということで、ご理解いただきたいと思えます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

前倒し実施のための準備、そして団体の育成も含めてやるんだと。要支援の人に対するいわゆる福祉の団体や、あるいはまたボランティアというのを有効活用していくという方針に大きく転換したわけでございます。

それで、今、お答えになったところで、団体の育成の会議を何度か開く、開いたんですか、それとも準備をしているんですか、というような、その実情について、一点お伺いします。

同時にお聞きしたいのは、このボランティアやそういう団体というのは、従前の基本的小さいお答えでは、今までやっていた団体にお願い、いわゆる福祉の事業者やそういうものに依頼するのを主にやるんだというふうなお答えだったというふうに私は理解しているんですけども、その辺、新たなモデル地区だとか、モデル団体を育成するという取り組みというのはどういうふうな方向で進めていらっしゃるのでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

お答え申し上げます。

会議に関しては、三月までに既に三回だと思いますが、行なっております。そして、四月に入ってからもう既に一回行なっております。そして、その事業のいわゆる中核になる団体というか、組織が、協議体という法律上、そういう組織になって、その協議体がもう既に組織されました。また、その協議体の中で、いわゆる協議体の中から責任者みたいな形になるんですが、そういう方がいわゆるコーディネーターと称される方が一人既に任命されております。そういうことで今現在、進んでおりまして、他の市町村から見れば、かなり進んでいるのではないかなという考えを持っております。

そしてまた、これから事業を実施するその団体ということになるわけですが、あくまでもこれは今までやってきたそういう社会福祉法人とか、そういうサービス提供者の枠を超えたあくまでも団体、任意団体も含まれております。そういう民間の団体を育成しながら要支援者の方々が望んでいるそういう町で生活、在宅で生活していく上で必要なサービスをこれから発掘しながら、何が在宅で必要なのかは、先ほども申し上げましたが、当然ここは雪国でございますので、冬期間は冬の雪片づけとかもそういう方々にとっては大変な苦勞だと思います。そういうものを隣近所の方々がそういう人たちを支援していくと。それに対するその費用等を介護保険事業会計の中から支払っていくという、そういう形に変わっていくと。変わるんだということでご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかにございませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

何か一見いいようで、一見元にまた戻ったというような、つまり地域や家庭でやる介護が限界を示している。そのことによって介護保険制度が導入され、二〇〇〇年から導入されてきたわけでありましてけれども、新たな既存の福祉事業者を超えた民間の団体の育成もして、コーディネーターも配置しているというようなことなんですけれども、財源は今の

ところは介護保険から出るというような今のところというあれはなかったですね。現在は出ると。しかし、厚生労働省といえますか、この支援財源も介護保険でないような方向も検討されているということも聞いて、あるいは報道されて、それも検討されているという二、三年、それが軌道に乗ればもうそれからは自治体の活動でやっていくんだと。あるいは事業費でやっていくんだというような方向もあるやに聞いておりますけれども、財源については今後全てこれ介護保険で賄っていくというふうに理解していくんでしょうか。その辺、どういう見通しなのか、わからないところもあるかもしれませんが、町長でもいいですよ。お答え願いたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

福祉課長。

○福祉課長（齋藤美津昭君）

はい、申し上げます。

浅利さんのご指摘のとおり、いわゆる私も昔のその事業に返ったんじゃないかなと。というのは、介護保険法、介護保険制度ができる前は、いわゆる老人保健事業なるものでずっと進んできたわけでありまして、それは全て措置費で賄われてきたと。一部自己負担も必要な場合は取ってもよろしいという形でたしか実施されてきたと、私は記憶しております。それが介護保険制度ができてから、いわゆる医療と介護ということを別物にして、事業を実施してきたわけでありまして。そして、今回第六期の介護保険という制度の中での改正がただいま浅利さんも私も説明してきた事業を実施することになって、進んできておるところであります。第六期、一期は三年でありますので、今年度二十八年度は二年目ということになります。第六期に関しての財源はそういう形で国は介護保険会計の中から出すんだということで、法律で定めております。しからば第七期はどうなるのかということになるわけですが、それはやはり国の法律がどういう形になってくのかによって、我々もそれに対してそれに倣う形になりますので、それをどういう形でやるのかと、今、

この場で浅利さんからおっしゃられても、私はただ国の法律に従うということのみの答弁でございます。よろしくお願
いいたしたいと思います。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第三号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第三号は承認することに決定しました。

日程第二、報告第四号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町固定資産評価審査委員会条例の一部を改
正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第四号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第四号は承認することに決定しました。

日程第三、報告第五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町税条例等の一部を改正する条例）を議題
といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第五号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第五号は承認することに決定しました。

日程第四、報告第六号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの県（藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第六号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第六号は承認することに決定しました。

日程第五、報告第七号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（藤崎町承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

企業立地といいますか、これ一年なんですけれどもね、私は、親法が一年延期だから一年だというようなことなんです

けれども、三年ぐらい延期できない、延期してやれないものなのかと思っておるんですけれども、その辺の解釈はどういうふうな解釈を、理解をすればよろしいのでしょうか。

もう一つは、企業立地ですね。最近常盤地区にも、それから藤崎地区にも運送会社、あるいは常盤地区は建設レンタル関係でしょうか、そういう会社が立地しているわけでありましてけれども、その辺は全て対象になるんだと思っておるんですけれども、その辺の企業立地の動きについてどういう状況なのかという二つについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

税務課長。

○税務課長（三浦郁雄君）

お答えいたします。

今回、一年間延期とした理由は、浅利議員がおっしゃったとおり、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第二十条の地方公共団体等を定める省令の一部改正の内容が一年間ということでしたので、それに準じまして一年というふうにいたしました。

それから、旧国道沿いに立地しているのもみんな該当になるんじゃないかというようなご質問でしたけれども、この事業は企業立地を行なおうする業者が知事の承認を得まして、それで町長に申請した場合に適用されるというような内容になっておりますので、現在、水木保育所の近く、向かい側に建設されているちょっと会社の名前はわからないんですけれども、あれらは該当にならないんじゃないかなというふうに認識しております。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

現在は対象にならないけれども、これが一年延期すると、そういう対象になるのではないかなというふうに私は理解をしておるんですけれども、これは休憩でもよろしいので、ちょっとその辺の実情なりを説明していただきたい。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

私のほうから、この法律は、事業者が都道府県知事に計画書を作成し、提出して、その承認を受け、その後、都道府県知事から市町村長に対して通知が来る。それをもちまして、こちらのほうが立地計画が可能になるということでございます。ですので、知事のほうからそのような通知来てございませんので、今現在はこの対象にはならないというものでございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第七号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第七号は承認することに決定しました。

日程第六、報告第八号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第八号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第八号は承認することに決定しました。

日程第七、報告第九号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第九号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第九号は承認することに決定しました。

日程第八、報告第十号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町後期高齢者医療特別会計補正予算（第四回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十号は承認することに決定しました。

日程第九、報告第十一号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（平成二十七年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第五回））を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから報告第十一号を採決いたします。本報告はこれを承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、報告第十一号は承認することに決定しました。

日程第十、報告第十二号水道料金の権利放棄の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

報告第十二号水道料金の権利放棄の報告の件であります。その提案理由の中で、居所不明により徴収困難となった債権を藤崎町は放棄いたしますというふうになって、放棄した債権の件数は二十三件ですと。放棄した債権の金額は二百四十七万円ほどですというふうになっておるんですけども、居所不明というのを居所不明なんでしょうけれども、どう、どれくらいのことをやって、どういうふうなことになるれば居所の不明だというふうに、ある種の基準というのがありますんでしょうか。つまり、大体日本人でまともな生活をしていれば、東京に出稼ぎに行くじゃと、あるいは稼いでくるじゃと行って行けば、そこに労働、雇用保険の手続だとか、あるいは実際に住まいをしているならば、住所を届

けるとか、そういうようなことをやって、それが普通わかるはずなんですけれども、居所不明の判断基準は何か持っていらっしやるのか。それまでどういう取り組みをなさったのか。その辺をお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

はい、お答えいたします。

このうち十件が居所不明ということでございますけれども、当町の住民課の戸籍のほうに問い合わせ、提出先が不明な方ということでございます。それで、この方々については、過去五年間一応調査しまして、なお不明という方について居所不明という認定をいたしまして、権利を放棄しているものでございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

そうすれば、免許証を持っている方もあるわけでありまして。そうすれば、端的に聞きますと、先ほど五年間というふうには、五年間居所不明の場合というふうな基準を設けているわけでありまして、五年前までどうだったのかというようなことはお答えはなかったんですけれども、それはいいです。答えなくていいです。二、三年じゃなくて五年間は少なくとも居所不明なのか、本当に居所不明なのかどうかということ、それなりに戸籍と言っていましたけれども、住民係と連絡をとってやっているということですね。二、三年じゃないんだということ、理解してよろしいんですね。

○議長（野呂日出男君）

上下水道課長。

○上下水道課長（對馬猛清君）

五年というのは消滅時効というものがございまして、それが五年間ということですので、それに合わせた年数でございます。以上です。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

以上で報告第十二号を終わります。

日程第十一、報告第十三号集排使用料の権利放棄の報告の件を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十三号を終わります。

日程第十二、報告第十四号平成二十七年度藤崎町一般会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十四号を終わります。

日程第十三、報告第十五号平成二十七年度藤崎町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

平成二十七年度繰越明許費計算書についてでありますけれども、その中で総務費総務管理費自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業というのがございます。翌年度繰り越し分が繰越額が六千八百万円ほどというふうなことでございます。それで、このほとんどが国、県の支出金なんだというようなこと、地方債も入っているということで、この財源の内容と、それからこの自治体情報システム、大丈夫だとかって言っていたときも、私、藤崎町は大丈夫なんだとかと

言っていたこともあるんですけども、具体的にこのシステム強靱性向上モデル事業というのは、モデル事業として、藤崎町では何をどうしようとしていらっしゃるのか、このシステムの問題は非常に現在においても大きな問題でございます。その辺をまず強靱性向上モデル事業というのはどういうもので、藤崎町では何をやるのかということと、財源についてはどのようになっているのかということについてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

この自治体情報システム強靱性向上モデル構築事業でございますけれども、個人番号など、重要な情報を取り扱うことに伴いまして、今使っている情報系とか、基幹系とかを完全に分離することで情報強化を図るというものでございます。インターネットの環境の構築の強化とか、認証対応のための経費でございます。

あと、経費でございますけれども、財源でございますけれども、国、県の補助金が六百二十五万円、地方債が六千七百七十万円でございますけれども、この地方債のうち、六百二十万円に対しましては交付税の財源措置があるものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今回、国保税の条例改正案というか、引き上げ条例も出され、平成の三十年から県で運営すると。それに伴って、またシステム改修というのが全国的に必要なようになってくるのかなというふうにも思っております。マイナンバーよりもこうい

うのをきちんとやるのが先で、マイナンバーもこれはITゼネコンのために仕事をやっているようなものだなというように、どうにもできないんですけれども、この先ほど企画財政課長が説明した、つまりシステム防衛のキーポイントの一つは、ネットやそういうものとネットでつながっているのと遮断すると。完全に遮断するというふうなことのために、強靱性向上をするんだというふうに説明しておりましたですね。そうしますと、我が藤崎町も全国的にみんなそうやるんでしょうけれども、今までは不完全な状態、今の状態は不完全な状態、あるいは何らかの問題がその辺であるような状態にあるんだというふうにも理解されるんですけれども、そのいわゆるマイナンバー絡みでこういうような状態、不完全に分離されている状態なんだというふうな理解にもなるんですけれども、現状をどのように認識して、この事業を進めるのかということについてはどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

企画財政課長。

○企画財政課長（榎 淳一君）

お答え申し上げます。

現状では、インターネットに接続できる環境の端末にありましても、財務会計システムなどを使える環境でございます。それらを外部とは接続できないそのような構築をするということでございます。税とか、住基とか、そういう大切な情報を扱う端末につきましては、外部とは接触できないようなそういう構造にするものでございます。

また、先ほどお話ございましたメールにつきましても、無害化するための対策をとるものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

以上で報告第十五号を終わります。

日程第十四、報告第十六号平成二十七年度藤崎町下水道事業会計継続費繰越計算書の報告の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

以上で報告第十六号を終わります。

日程第十五、議案第三十号藤崎町教育委員会の委員の任命の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十号を採決いたします。議案第三十号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第十六、議案第三十一号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

これ反対しようと思ってらんだ。待ってらんでないや、なんもほかの人質問さねはんでわも困っちゃうんだでばな。

質問でございます。それは、この間、私ども議員に対しても担当課よりの説明をいただきました。それで、この税条例を引き上げ、保険料引き上げ条例に結局中間層については一五％、それから低所得者については七、八％というか、低所得者については多少配慮をされたものなかと思っておりますけれども、私がまず第一に聞きたいのは、この医療費が急激に伸びておるといようなことについて、その原因はどういうところにあるのかということをお聞きを我々もしっかり把

握しておかなければいけないなと思っておるんです。それで、協議会の中でも久保田課長が説明しておりましたんですけれども、私、津軽新報の新聞記事でも見たんですけれども、それは大鰐町での健康づくり活動をやって、C型肝炎ウイルスの、これに対する一錠七万円だか、八万円だかする薬、これは有効なんだろうけれども、抗ウイルス薬が大きく伸びておると。これはそういうふうな報道もされておるわけでありまして。六月一日の国保新聞というのがあるんですけれども、これにも大幅に全国的にこの新薬の影響が伸びておるといふ、薬剤料が大幅に伸びておると。それが急激な保険給付費の増大につながっているんだというふうな報道もされておるんですけれども、具体的にじゃあ藤崎町ではどうなのかと。五、六千万円医療給付費も上がるという見通しを出しておるんですけれども、医療費の給付額の増加とこの新薬といいますか、こういうものの影響というのはどういうふうになっていらっしゃるというふうには現状ではお考えなんでしょうか。その点についてお聞きいたします。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。

保険給付費の伸びにつきましては、これまでの議員全員協議会等でご説明申し上げてまいりましたが、大きな要因といたしましては、今、浅利議員のご指摘にもあったように、C型肝炎の新薬が保険適用になったこと。そしてもう一つが前期高齢者七十歳から七十四歳という年齢の方々の入院が去年多かったということが主な要因とご説明してまいりました。そこで、その内容につきまして、もう少し詳しく分析してみた結果につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず、前期高齢者の入院についてでございます。平成二十六年度と二十七年度を比較してみますと、まず、入院日数、

これにつきましては、二十六年度分が五百五十五日に対して、二十七年度は六百十六日、伸び率に換算しますと一一％ほど伸びてございました。これを費用額で見ますと、二十六年度分がおよそ三億円に対して、二十七年度分はおよそ三億九千万円、伸び率としては三〇％ほど伸びているという状況でございました。

次に、C型肝炎の新薬の保険適用に係る部分でございます。旧薬、古い薬、従来はインターフェロン、これは六カ月間の投薬で費用額はおよそ百十万円、完治率、完全に治癒する率は二六％と言われておったようでございます。これが去年、新たに適用となった新薬、三種類ございますけれども、その中の浅利さんのお話にもございました八万円程度というハーモニーという医薬品、これは錠剤でございます。これは一日一回、これを十二週間服用することで完治率は九五％に引き上がるというものでございます。そして、この費用につきましては、一錠八万円で、十二週間、つまり八十四日間ということになりますと、四百六十万円の薬剤費となります。半分の治療期間で費用額と完治率はおよそ四倍になるということでございます。平成二十七年の四月からの一年間で、国保のレセプトに、このC型肝炎という病名が記述されていたものは、二百四十五名ございました。ただ、これは疑い、C型肝炎の疑いというものも含まれてございますので、二百四十五名イコール罹患されている方ということではございません。このほかに、給付費の伸びということで分析したものには、悪性の新生物、いわゆるがんや心疾患などで一月に八十万円を超える、いわゆる高額療養費、この件数につきましても分析したところ、二十六年度分が二百三十七件であったのに対して、二十七年度分は二百七十七件と、二〇％ほど増加している結果となっております。

昨年度以降、当町の保険給付費が伸びている要因は以上のような内容が主なものと考えられます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

医療、私もことしの一月に入院しまして、私も前期高齢者でありまして、貢献したのかなというふうに、今改めて思っておるんですけれども、私が聞きたいのは、それで、先ほども言ったんですけれども、この新薬の影響ですね。これは医療費増大の、課長は三点について現状についてお知らせ、報告をいただいたんですけれども、新薬の伸びが全国的にも薬剤料のほうの伸びが二割だとか、前年度比でいっているところがあるという、国保新聞、ちょっと今どこへ行ったのかなと思って、これにありましたかな、あるんですけれども。それで、この一人当たりの調剤医療費ですね、薬のほうですね。この調剤医療費の伸びが今度の私どもの町の医療費の増大にそれではどれくらいというか、金額ベースにはなるかもしれないですけれども、どれくらい伸びる一つの背景になっているのかなというふうに理解しておるんでしょうか。その辺はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。

ただいまのその調剤に関しての比較というところがちょっとできませんでした。全体的にはというふうなことで、国保新聞にも記載されておりますけれども、全国平均では前年比一六％の増、これが青森県では一九・三というふうに記載されてございます。もっとも高いのは佐賀県で三六・八というものもございましてけれども、この青森県の一九・三％、これに値するものが当町ではどうなのかというところがちょっと計算がまだ二十七年度のここまでの実績が手元になくて比較できませんでしたので、その点に関しては、ちょっとお答えできません。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

ぜひ私もこの国保の六月一日付新聞を見まして、驚いているんですけども、本当に今調剤医療費の伸び率、青森県は平成二十八年一月、これが一九・三％と。鳥取県だとか、佐賀県に至っては、三六％も増大していると。つまり町でこのC型肝炎抗ウイルス薬ですね、話題になっているんだそうです。私の知っている薬局をやっている人に聞いたら、実際は余りにも影響が大きいので、平成二十八年四月一日からのその値段ですね、これが三割下がったそうです。厚生省で認定するものが。来年になればもっと三割下がるのかなと。五割近くなっちゃうのかなというふうにも思うんですけども、何か聞きますと、これは何という会社でしたかね、三種類あるそうですけれども、ギリヤドという会社で、前、タミフルだとか、アメリカの会社ですね。それといわゆる中外製薬と提携して、日本でこっちのほうがはるかに効果がありますよということで、普及し、厚労省が認定したものだそうであります。会長は、なんだかラムズフェルドという、これも軍人さんでイラク戦争のときは、ショー・ザ・フラッグと「自衛隊よ、旗を掲げてイラク戦争に参加せよ」と言った人が会長になっているそうですけれども、いずれしても私に言わせれば、これはT P Pが合意されて、薬の問題がどんどんやればT P Pの批准した状態を想定される問題も発生しているなと思っております。

前置きが長くなりまして申しわけない。聞きたいことは、町長にお聞きいたします。こういうふうに特別に薬剤費が上がっているんですね、効果があるということで。これは何か今までもいわゆる調整交付金だとか、そういうふうなことも含めて考えなければならないことではないのかなと。突風のように、保険会計を襲い、それをアップして、全国でもこういうに、全国といいますか、こういうふうに言っているんですよ。いずれにしても、新薬の影響が顕著だというふうに言っているわけであります。ですから、特例的な特別交付税じゃないですけども、そういうふうな措置も含めてやらないといかんのじゃないかなと思っておるんですけども、その辺はどういう認識なんでしょうか。あと下がるからいいのではないかというようなことなんでしょうか。どういうふうなことでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君。

○町長（平田博幸君）

浅利議員におかれましては、福祉、医療全般に私どもよりも非常に勉強して、詳しく覚えていることには、まずは敬意を表したいと、そう思っております。今回の国保税の改定におきましては、断腸の思いで昨年の暮れのあたりから担当者と協議してきたところでございます。国民皆保険ということで、病気しても、けがしても、かまどけさず、それを治療できるというのが我が国日本の国民健康保険、そしてまた厚生年金等々、社会保障、そのものだと思っております。新薬につきましての今ご指摘でございましたけれども、薬品会社の研究費というのは、膨大にかかっているだろうと。ただ、今回みたいな形でC型肝炎に効くその一粒八万円の新薬、これがまた大量に使われてくれば、大量に出回れば、コストダウンもできるだろうということで、私は認識しております。ただ、国もいろいろ低所得者の負担割合を軽減するために、年間三千四百億円の公会計にまた投入するというような考え方も決定したようでもございますし、今後、いかなることであっても、この国民健康保険など、崩壊しないような、国の負担、そして受益者国民の負担、このバランスをよく国民にも理解していただいて、みんなして運営していくということで、私はそういう考え方でおります。ただ、新薬等々、高い分に関しては、多少なりとも国策で考えて、国民の病気に対応するというのが、これは一国民としても一応首長としても、そういう考え方でおります。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

今後、新薬などをどんどん、あるいは高度医療が進んでいくだろうと思います。それに伴って、医療費が上がる、保険

料を上げるというようなことの一つの限界なり、所得が伸びないような状態の中でそういうふうになっていくわけです。さらなる構造的な問題を投げかけているんだろうと思います。

それで、今、町長がお答えになった国の財政支援、一千七百億円ほどで、平成二十七年度はあったという、これについては、何か厚労省では一人当たり五千円ほどの軽減策にも通じる金額なんだというふうなことを言っておるんですけども、これが倍増する予定なんですよね。三千四百億円ほど追加投入して、国保を支えて県でやれるようにしますよというようなことなんですけれども、この消費税の延期で、これが三千四百億円ということで、しっかりもうこれは増税と関係なくやることなのかね。これと連動して人質にとられてそういうふうに、三千四百億円、町長は言ったんですけどもね、それは確定的なものなんでしょうか。その辺はどういう見通しなんでしょうか。私は財政的にはもうちょっと様子を見てから値上げしてもいいのかなと、値上げ実施してもいいのかなというふうにも思っておるんですけども。その辺はどうでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

町長平田博幸君）

○町長（平田博幸君）

私も青森県の国保運営の理事という解釈でやっています、これは中南を代表してという考え方で、年に二、三回程度の会議でございます。そういう中で、事務方の寺田さんという方から、今のその国保、日本全体の国民健康保険の運営に関しての説明の中で、そういうはっきり頭に残っているのが三千四百億円、国費で投入すると。ただ、それ一〇〇%、今のいわゆる消費税が二%二年半年も延期を先般公表しましたがけれども、恐らくその二%の中での財源でということろで、私は解釈していましたがけれども、その辺は、私の解釈とすれば、そういう話は聞いたけれども、はっきり決まったものかというのは、今現状では自信ありません。以上であります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十一号を採決いたします。議案第三十一号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

国保の条例改定、国保税引き上げ条例に賛成できません。

その理由は、担当者も当初から大変苦勞なさったと思いますけれども、その点は評価しておるんですけれども、反対理由の第一番目は、私どもにも示しておりますけれども、四十代夫婦、子供二人世帯、所得が二百三十万円。国保の所得ということなんでしょうか。二百三十万円、この方の旧税率、現在四十一万円ほどなんですよね。標準世帯別一覧表ということで、四十一万円ですよ。そして、新しい税率では四十七万円です約一四・二%の上昇ですと言っておるわけがあります。つまり、一五%を超える、所得に対しての負担率が一五%を超えるような負担になっているという、そういう税が国保税なわけでありまして。そして、何よりも子供世帯については、やっぱり子供を産み育てる、子供の数が多い人ほど、国保世帯であれば、負担が多いというふうなことになるわけですね。子育て支援ということでも、子供の均等割の軽減などを同時にやっていかなければならないのではないかなと思っております。

したがいまして、それから、引き上げ時期の問題でございます。すぐ五千万円ほど、今年度から七月から実施するということでありましてけれども、この国、県の支援制度の動向、それらを見守ってでも、少なくとも来年度から実施すべき

ものではないのかなど。その実施時期に問題ありということでございますので、いずれにしても、問題の解決は、根本的には国の給付費に対する負担割合を絶対さまざまな調整金も入れて五割以上はやらないんだと。無理なんだという、この枠を変えないことには、国保税の、つまり国庫負担率を五割から五％でも引き上げるとか、そういう財政的な措置がない限り国保の問題は解決しないのではないのかなというふうな思いがありますので、本条例に賛成できません。反対であります。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

私は、議案第三十一号藤崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例案に賛成するものであります。

なぜならば、今の住民課長の話にもありましたとおり、今の現状を見たとき、藤崎町は二十六年度市町村別の医療費が中間ぐらい、そしてまた保険料は下から三番目と。これは三十年代には県が統一してやるという中において、これは今、国保税が抱える現状、今後の課題を勘案した場合、適正な対応であると判断して、これの議案に賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十一号を採決いたします。賛成の方は起立を願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、議案第三十一号は原案のとおり可決されました。

日程第十七、議案第三十二号藤崎町土地開発公社の解散の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十二号を採決いたします。議案第三十二号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十二号は原案のとおり可決されました。

日程第十八、議案第三十三号財産の取得の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十三号を採決いたします。議案第三十三号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十三号は原案のとおり可決されました。

日程第十九、議案第三十四号字の区域の変更の件を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十四号を採決いたします。議案第三十四号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十四号は原案のとおり可決されました。

日程第二十、議案第三十五号平成二十八年度藤崎町一般会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十五号を採決いたします。議案第三十五号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十五号は原案のとおり可決されました。

日程第二十一、議案第三十六号平成二十八年度藤崎町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

このページ数でいきますと二十九ページなんですけれども、その中で、高額医療費共同事業交付金、補正額は一千四百六万円というふうになっております。これは一千四百万円ほど補正しますよということなんですけれども、この共同事業が、何か前は国保連が主導してやっていたのかなと思っていたんですけれども、県が今は主導して、全てこれをさばいているというような現状なんでしょうか。何でしょう、その運用の現状ですね。

それから、一千四百六万円ほど増額しなければならない見込みというか、その辺の根拠はどの辺になっているんでしょうか。

○議長（野呂日出男君）

住民課長。

○住民課長（久保田 整君）

お答えいたします。

まず、運営といいますか、実施主体につきましては、今も国保連合会でございます。そして、今回追加させていただく一千四百万円ほどですが、これは国保連から各市町村に対しまして、いろいろな情報を集めて、検討した結果、藤崎町にはこれだけというものが示され、当初予算と比較して、不足する分を追加補正させていただいたものでございます。以上でございます。

○議長（野呂日出男君）

ほかに質疑はありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結いたします。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十六号を採決いたします。議案第三十六号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議がありますので、討論を行いません。まず、原案に反対者の発言を許します。浅利直志君。

○十三番（浅利直志君）

通常どおりの収入支出の増加分と普通徴収国民健康保険税が五千七百九十七万円ほどというふうなことを見込んでいる。引き上げを見込んでいるというようなことで、今年度からではなくて、少なくとも来年度から実施し、町民にこの国保税の現状、それらを十分周知する期間を設けるべきだというようなことから、賛成できません。

○議長（野呂日出男君）

次に、原案に賛成者の発言を許します。小野 稔君。

○六番（小野 稔君）

先ほども述べましたけれども、適正であると認め、これに賛成するものであります。

○議長（野呂日出男君）

ほかに討論はありませんか。（「なし」の声あり）これで討論を終わります。

これから議案第三十六号を採決いたします。この採決は起立によって行ないます。本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（野呂日出男君）

起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第二十二、議案第三十七号平成二十八年度藤崎町介護保険（事業勘定）特別会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十七号を採決いたします。議案第三十七号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十七号は原案のとおり可決されました。

日程第二十三、議案第三十八号平成二十八年度藤崎町水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十八号を採決いたします。議案第三十八号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十八号は原案のとおり可決されました。

日程第二十四、議案第三十九号平成二十八年度藤崎町下水道事業会計補正予算（第一回）案を議題といたします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから議案第三十九号を採決いたします。議案第三十九号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、議案第三十九号は原案のとおり可決されました。

日程第二十五、議会運営委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。議会運営委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十六、常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題といたします。

お諮りいたします。各常任委員長から、会議規則第七十二条の規定により、お手元に配付しておりますとおり閉会中の調査のため、特定事件の申し出がありますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、それぞれの申し出のとおり決定いたしました。

日程第二十七、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。代表者小野 稔議員外五名の方が平成二十八年六月二十二日から二十五日までの日程で、岐阜県加茂郡坂祝町及び高山市の行政視察研修が予定されております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

次に、平成二十八年七月十四日、青森市において、県下町村議会議員研修会が、また、八月二十三日、青森市において、新人議員研修会が開催されることになっております。これに派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野呂日出男君）

異議なしと認めます。よって、本件は派遣することに決定いたしました。

これをもって本定例会の会議に付議された事件の審議は全て終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、平成二十八年第二回藤崎町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉 会 午前十一時 八分

地方自治法第二百二十三条の規定により、ここに署名する。

議 長 野 呂 日 出 男

署名議員 工 藤 健 一

署名議員 佐々木 政 美

署名議員 横 山 哲 英